

# 令和3年度保育料

## ①教育・保育給付 1号認定（認定こども園（教育認定））

月額保育料 0円

## ②教育・保育給付 2・3号認定（保育所（園）・認定こども園（保育認定））

各月初日に在籍する支給認定子どもの 属する世帯の階層区分			月 額 保 育 料 (単位：円)					
階層区分		定 義	3歳未満児		3歳以上児			
国	市		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間		
1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0		
2	B0	A階層を除き、当該年度分の市町村 住民税非課税世帯	ひとり親世帯及び 在宅障害者のいる世帯等	0	0	0	0	
	B1	上記以外の世帯		0	0	0	0	
3	C0	A階層を除き、当該年度分の市町村 住民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満 (均等割のみ課税世帯を含む)	ひとり親世帯及び 在宅障害者のいる世帯等 ②	6,800	6,600	0	0
			第2子以降 ①	0	0	0	0	
	C1	上記以外の世帯	15,600	15,300	0	0		
4	D1-0	所得割課税額 48,600円以上 71,600円未満	ひとり親世帯及び 在宅障害者のいる世帯等 ②	6,800	6,600	0	0	
			第2子以降	0	0	0	0	
	D2	所得割課税額71,600円以上 77,100円以下であり、 かつひとり親世帯及び 在宅障害者のいる世帯等 ②	上記以外の世帯	21,800	21,400	0	0	
			第2子以降	0	0	0	0	
5	D3	所得割課税額97,000円以上 132,000円未満		34,700	34,100	0	0	
	D4	所得割課税額132,000円以上 169,000円未満		41,400	40,600	0	0	
6	D5	所得割課税額169,000円以上 235,000円未満		48,200	47,300	0	0	
	D6	所得割課税額235,000円以上 301,000円未満		54,900	53,900	0	0	
7	D7	所得割課税額301,000円以上 397,000円未満		60,000	58,900	0	0	
8	D8	所得割課税額397,000円以上		70,200	69,000	0	0	

### ※国および県の軽減措置

- 所得割課税額57,700円未満の階層（世帯年収約360万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を第1子半額、第2子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額97,000円未満の階層（世帯年収約470万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を18歳まで引き上げ、第3子以降無償化（県軽減）